

都議会のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1 議会運営委員会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、都議会のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(目的)

第2 検討会は、次の事項について調査・検討することを目的とする。

- (1) 議会改革に関する事項
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 検討会は、都議会議員のうちから、議会運営委員長が指名する委員12名をもって組織する。

2 前項の委員の選出党派及び人数は、次のとおりとする。

都民ファーストの会 東京都議団	3名
東京都議会自由民主党	2名
東京都議会立憲民主党・ミライ会議	2名
・生活者ネットワーク・無所属の会	
都議会公明党	2名
日本共産党東京都議会議員団	1名
国民民主党東京都議団	1名
東京都議会参政党	1名

(座長及び打合会)

第4 検討会に、座長1名を置く。

- 2 座長は、検討会において互選する。
- 3 座長は、検討会を招集し、その議事を主宰する。
- 4 座長は、必要に応じ、検討会の了承を得て、有識者、執行機関等の出席を求めることができる。
- 5 検討会の運営に関し必要な事項を協議するため、検討会に打合会を置く。
- 6 打合会は、座長及び検討会の委員のうち各党派から選出された委員各1名で組織する。

(会議の公開)

第5 検討会は、これを公開する。ただし、検討会に諮り、非公開とすることが出来るものとする。

2 打合会は、非公開とする。

3 検討会の傍聴に関し必要な事項は、東京都議会委員会傍聴規則（昭和49年東京都議会規則第2号。以下「規則」という。）を準用する。この場合において、規則の規定中「委員会」とあるのは「検討会」と読み替えるものとする。

(記録)

第6 検討会（打合会を除く。）は、委員会速記録を作成する。

2 検討会の委員会速記録は、印刷し、これを公開する。ただし、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(報告)

第7 座長は、検討の経緯及び結果について、適宜、理事会に報告する。

(設置期間)

第8 検討会の設置は、第7に規定する報告終了までとする。ただし、議員任期満了の日を限度とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な次の事項は、座長が検討会に諮って決定する。

(1) 全体の審議日程

(2) 参考人の選定、その他参考人の意見聴取の取扱い

(3) その他

附 則

この要綱は、令和7年9月26日から施行する。